

令和6年4月1日

千葉支部

慶弔金の贈呈規定

項目	電友会	N T T
祝い金 喜寿(77歳)	3,000円または それに相当する品	カタログギフト電報
祝い金 米寿(88歳)	5,000円または それに相当する品	
祝い金 白寿(99歳)	20,000円または それに相当する品	
弔慰金 本人	10,000円	30,000円
弔慰金 配偶者	弔電等	10,000円

(注) この贈呈規定は、令和6年4月1日より適用します。

【注】

- ① 電友会「長寿祝金」の対象者は、電友会会員とします。
- ② 電友会「弔慰金」の対象者は、電友会会員及びその配偶者とします。
- ③ NTT「長寿祝金」の対象者は、勤続二十年以上の退職者です。
- ④ NTT「弔慰金」の対象者は、勤続二十年以上の退職者及びその配偶者です。
詳細は関東電友会千葉支部「会員慶弔内規」及び「NTT退職者施策」によります。
- ⑤ 本人及び配偶者死亡は、一定期間を過ぎた場合お支払い出来ないことがあります。

※会員及びその配偶者にご不幸があった場合は必ず速やかに地区幹事にご連絡
下さい。